

事業報告 (第10期)

自 令和5年 1月 1日
至 令和5年 12月 31日

株式会社 bitFlyer

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行、訪日外国人観光客の受け入れの本格的な再開などにより社会経済活動の正常化が進んだほか、賃上げの動きが見られるなど景気は緩やかな回復傾向となりました。一方で、原料やエネルギー価格の世界的な高騰、欧米における金融引き締めの影響など、依然として先行きの不透明な状況は継続しております。

2023年の実質GDP成長率は前年比1.9%のプラスとなり、2020年のコロナ・ショックによる大幅なマイナス成長(▲4.5%)から立ち直ったものと考えております。

当事業年度における当業界においては年初に起きた米国の銀行の経営危機やSECによるBAM Trading Services Inc. (Binance.US)やCoinbase Global, Inc.の提訴など、不安材料が年度前半に連続して起きておりました。しかし、6月以降は資産運用大手BlackRock, Inc.など数社がビットコイン現物ETFの申請を提出し、その承認への期待からビットコイン価格は年初から170%を超える上昇となりました。

当社は、年度前半において市場環境に合わせた大幅な事業費削減を行いました。その結果、前述市場環境の回復の影響による収益の回復を追い風に、年度後半にむけて急激に業績回復することができました。また当社は、取扱通貨の増加のためプラットフォームの強化を行うとともに、昨年度に引き続き企業やプロジェクトがトークンの発行によって資金調達ができるIEO(イニシャル・エクスチェンジ・オファリング)の取り組みを継続し、暗号資産取引所ビジネスと相乗効果を得られる事業の拡大を志向しております。

2023年12月末の顧客預かり資産は567,608百万円と、2022年12月末の顧客預かり資産の269,549百万円から大幅に増加しました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は6,413百万円(前年同期は7,378百万円)、営業損失△221百万円(同営業損失△2,505百万円)、経常利益627百万円(同経常損失△2,031百万円)、当期純利益436百万円(同純損失△2,194百万円)となりました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第7期 令和2年度	第8期 令和3年度	第9期 令和4年度	第10期 令和5年度
営業収益 (百万円)	7,555	27,503	7,378	6,413
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	2,157	18,090	△2,031	627
当期純利益または当期純損失 (△) (百万円)	427	12,504	△2,194	436
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) (円)	4.54	132.92	△23.33	4.64
総資産 (百万円)	310,042	639,111	296,543	589,808
純資産 (百万円)	14,968	27,224	25,030	19,817
1株当たり純資産額 (円)	159.12	289.40	266.07	210.65

(3) 主要な事業内容 (令和5年12月31日現在)

事業	事業内容
暗号資産交換業および暗号資産関連デリバティブ取引業並びに関連事業	ビットコイン販売所、アルトコイン販売所、bitFlyer Lightning (Lightning 現物、Lightning FX)、ビットコインをつかう、ビットコインをもらう、ブロックチェーン関連サービス等

(4) 主要な事業所 (令和5年12月31日現在)

名称	所在地
本 社	東京都港区赤坂9-7-1 ミッドタウン・タワー

(5) 従業員の状況 (令和5年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
51名	+5	35.5歳	3.0年

(6) 主要な親会社および子会社の状況 (令和5年12月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社 bitFlyer Holdings であり、同社は当社の株式を 9,407 万 5 千株 (議決権比率 100%) 保有しております。

同社との取引は当社の経営指導・管理等であります。

② 親会社との間の取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、当社の業績を勘案し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社の役員 4 名は当社の親会社の取締役を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

- ③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

- (2) 会計監査人およびネットワークに対する報酬金額

	監査報酬	非監査報酬
当社	71 百万円	15 百万円

3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制（内部統制システム）の整備について、別紙 1 の通り取締役会において決議しています。

(別紙 1)

内部統制システムの基本方針

1 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社の監査等委員会に報告するものとします。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存及び管理を行います。

3 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社グループのリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定されるものとします。

(2) 業務執行におけるリスクは、各取締役及び執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとします。

(3) 経営上重要なリスクは、リスク管理部門において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理します。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を行うものとします。

(4) 新たに生じた経営上重要なリスクについては、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ取締役又は執行役員を選定し、対応について決定するものとします。

4 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役等の業務執行状況の監督を行います。

5 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項監査等委員会はその職務を補助させるため、当社の内部監査部門所属の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

6 当社、親会社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

必要に応じて、グループ会社に取り締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定や監督を実施する。また、当社の関連部署は、必要に応じて、グループ会社に対する助言、指導又は支援を実施するものとします。

7 当社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役、使用人等は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行

に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には当該事実を、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたものは当該事実を、それぞれ監査等委員会に都度報告するものとします。

前記にかかわらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社の取締役、 使用人等に対して当社の事業、業務又は財産に関する事項の報告を求めることができることとします。

(2) 当社グループを対象とする社内通報により、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題が生じたときは、監査等委員会へ報告するものとします。

(3) 当社の取締役、使用人等は、監査等委員会の求めに応じて事業の報告を行なうとともに、当社の業務及び財産の状況の調査に協力します。

8 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行なった当社の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行なうことを禁止します。

9 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合はこれに応じます。

10 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度でこれを排除します。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

①各種取引契約書へ反社会的勢力排除項目を追記してまいります。

② 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署を管理部とし、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに対応統括部署へ報告・相談する体制を整備してまいります。

③ 外部専門機関との連携状況

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員であり、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導をいただいております。

④ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報を一元管理し、取引先等の反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用します。